

令和7年11月28日

住吉町15番街区利活用事業 基本協定の締結について

鹿児島県では、本港区の望ましいまちづくりを進めるため、まちづくりの方向性やエリア毎の利活用の考え方などを示した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」を策定し、その中で、住吉町15番街区は「コンベンション機能等を核とした交流・観光拠点エリア」として位置付けられており、県では、同街区をMICE・パンケット・ホテル等として利活用することとしております。

本日、「住吉町15番街区利活用事業」において事業予定者として決定した鹿児島国際観光株式会社との間で、下記のとおり、定期借地権設定契約締結までの手続等を定めた基本協定を締結しましたので、お知らせいたします。

記

1 基本協定締結先

鹿児島国際観光株式会社

2 基本協定の主な内容

- ・ 基本計画協定（※1）の締結期限：令和9年12月末日
 - ・ 定期借地権設定契約の予約契約の締結期限：令和9年12月末日
 - ・ 定期借地権の期間（※2）：令和11年8月1日から令和66年7月31日までの55年間
- ※1 提案内容に基づき、住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会等からの意見を踏まえ、事業コンセプトや事業内容・施設計画、収支計画等を定めるもの
- ※2 工事着手が早い時期に可能となる場合には、両者協議により、令和11年8月1日を待たず、定期借地権の期間を開始することも想定

3 今後のスケジュール（予定）

令和9年12月末までに 基本計画協定の締結、定期借地権設定に関する予約契約の締結

4 その他（経緯）

令和7年11月25日、鹿児島国際観光株式会社から、住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会等からいただいた御意見の内容をしっかりと検討し、建設計画に反映させが必要であると考えており、当初提案した定期借地権の期間を約1年後ろ倒しする内容で見直したい旨の申し入れがあった。県においては、この申し入れ内容を精査し、今般、基本協定の締結に至った。

【参考】

事業の公表資料は、下記の鹿児島県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sumiyoshicho15/koubo1.html>

【問い合わせ先】

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課 観光企画班

TEL：099-286-3045 FAX：099-286-5580

Mail：kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp

令和7年12月11日

住吉町15番街区利活用事業に係る今後のスケジュール（予定）

	事業予定者	県
R7年度	企画設計	<p>基本協定の締結 (R7. 11. 28)</p> <ul style="list-style-type: none">・基本計画協定の締結期限 (R9. 12)・予約契約の締結期限 (R9. 12)・定期借地権の期間 (R11. 8～R66. 7) 等を定める。
R8年度		<p>基本計画協定に向けた協議</p> <p>評価委員会や県議会からの意見を踏まえ、提案内容がより優れた内容となるよう、事業コンセプトや事業内容・施設計画、収支計画などについて、県と事業予定者との間で協議</p>
R9年度	基本設計	<p>基本計画協定の締結 (R9. 12末日までに)</p> <p>予約契約の締結 (R9. 12末日までに)</p>
R10年度	実施設計	
R11年度	建設工事	
R12年度		
R13年度	開業準備	<p>定期借地権の期間 (R11. 8. 1～R66. 7. 31までの55年間)</p>
R14年度	供用開始 (R14. 4予定)	

※ 工事着手が早い時期に可能となる場合には、両者協議により、R11年8月1日を待たず、定期借地権の期間を開始することも想定